

長野市土地改良事業分担金等徴収条例(平成4年3月30日長野市条例第18号)の第3条に定める分担金額は、以下の基準による負担金率を乗じて得た金額とする。なお、事業費とは工事費、工事雑費、事務費の合計とする。特に市長が認める場合はこの限りではない。

(令和3年4月1日から施行)

事業の種類		採択基準等	負担率
1農道事業	新設・改良	受益者が2人以上あり、受益面積が0.3ha以上の事業 ただし、舗装幅員2.5m以上(全幅3.0m以上)	0%
	舗装	農道台帳に記載された農道で、受益者が2人以上あり、受益面積が0.3ha以上の事業 ただし、舗装幅員2.0m以上(全幅2.5m以上)	0%
2水田かんがい排水事業	農業用排水施設 (ため池・管理道路含む) (新設・改修・補修・浚渫)	受益者が2人以上あり、受益面積が0.3ha以上の事業	事業費の5%
		ただし、下記の場合、負担率を0%とする。 ① 都市雑排水の著しい混入があり、受益者が限定されない場合 ② 環境や親水性に配慮する場合 ③ 公共的用途がある場合	0%
3農地防災事業	危険ため池	受益者が2人以上あり、受益面積が0.3ha以上のため池で、人命・人家・公共施設等に影響を及ぼす災害の発生する危険性の高いため池の改修事業	事業費の2.5%
	安全柵	ため池及び用排水路への転落防止を目的とする事業 ただし、不特定多数の通行があり、危険性が高い場合は、負担率を0%とする。	同上
	土砂崩落防止等(農業用施設)	被害者が2人以上の事業 ただし、事業費200万円を限度とする。	事業費の5%
4ほ場及び畑地帯整備事業	客土	受益者が2人以上あり、受益面積が連田・連畑で1.0ha以上の事業	事業費の20%
	暗渠排水	受益者が2人以上あり、その受益者が限定されている暗渠排水で受益面積が連田・連畑で1.0ha以上の事業	同上
	ほ場整備	受益者が2人以上あり、受益面積が連田で1.0ha以上の事業	同上
	畑地帯整備	受益者が2人以上あり、受益面積が連畑で1.0ha以上の事業	同上
5畑地かんがい事業	農業用排水施設	受益者が2人以上あり、受益面積が連畑で1.0ha以上の事業 公共部分	事業費の5%
		非公共部分	事業費の20%

6災害復旧事業	国庫補助災害復旧事業	国又は県の補助事業として認定を受けた災害 (道路・水路…受益者2人以上)	施設復旧 0% 農地復旧 事業費の 10%以内
	市単独災害復旧事業	補助対象外の災害 (道路・水路…受益者2人以上) ただし、事業費の限度額は、国庫補助災害復旧事業に準ずるものとする	施設復旧 0% 農地復旧 事業費の 10%以内

(注1) 地元負担金額は、1000円未満切り捨てとする。

(注2) 平成17年1月1日付けで豊野町、戸隠村、鬼無里村及び大岡村と合併したが、合併以前より旧町村の区域内において施行された土地改良事業に係る分担金の取扱いは、平成17年度以降も旧町村の例による。

(注3) 平成22年1月1日付けで信州新町及び中条村と合併したが、合併以前より旧町村の区域内において施行された土地改良事業に係る分担金の取扱いは、平成22年度以降も旧町村の例による。